

事業名	誰もが働きやすい職場環境の実現に向けて 港区職員におけるハラスメント防止宣言		
ここがポイント	◆令和 7 年 4 月 1 日、区長が「港区職員におけるハラスメント防止宣言」を行いました。 ◆ハラスメント防止に対する職員の意識を高め、実効性のある取組を進めていきます。	事業費	—
概 要	区ではこれまでも、職場におけるハラスメントに関する基本方針を定め、ハラスメント防止に取り組んできました。ハラスメントが多様化する中、あらゆるハラスメントの根絶と誰もが働きやすい職場環境の実現に全庁で取り組んでいく姿勢を明らかにするため、令和 7 年 4 月 1 日、区長が全職員(業務委託、人材派遣、指定管理者を含む)に向けて「港区職員におけるハラスメント防止宣言」を行いました。		
	港区職員におけるハラスメント防止宣言 概要 - 誰もが生き生きと安心して働くことができる職場であり続けるため、区の業務に関わる全ての者に対して、人格又は尊厳を侵害する等の不適切な言を行うことは断じて許さず、あらゆるハラスメントの防止に取り組みます。 - 異なる意見や立場、多様な価値観を認め合い、互いを尊重し合う対話を実践し、円滑なコミュニケーション、相互理解、信頼関係の構築によって、ハラスメントが生じない良好な職場環境をつくります。 - 暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言等の著しい迷惑行為であって職場環境を害するカスタマー・ハラスメントが行われた場合には、厳正かつ公正な対応により、組織として職員一人一人を守ります。 区長による宣言の様子を動画で公開中！   ハラスメント全般の防止に向けて ・ハラスメント防止セルフチェックの実施(管理職) ・全部門でハラスメント防止に関する組織目標を設定 ・安全衛生委員会での課題分析 ・円滑なコミュニケーションに関する研修の実施 カスタマー・ハラスメントの防止に向けて ・カスハラ対応マニュアルの策定 ・カスハラ防止啓発ポスターの庁内への掲示 ・専門家の活用(臨床心理士、弁護士) ハラスメント防止に対する職員の意識を高め、実効性のある取組を進めていきます。 		
問合せ	課 長 人事課 土井 ☎ 03-3578-2105 (直通) 課 長 人事課 人事係 近藤 ☎ 03-3578-2106 (直通)		